

未熟児養育医療の申請をされる保護者の皆さんへ

1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なまま生まれた、入院が必要な新生児の医療費を公費負担し、健やかな成長を支援する制度です。

申請が承認されると「養育医療券」をお送りしますので、お子さんが入院されている病院へ提出してください。

なお、受給中に住所や加入する健康保険を変更されたときは、久御山町国保健康課までお知らせください。

2 申請時に必要なもの

- ①養育医療給付申請書（保護者が記入）
- ②養育医療意見書（医師が記入）
- ③世帯調書（保護者が記入）
- ④お子さんの健康保険証
- ⑤課税状況に関する証明書類（証明書類上で扶養されていることが確認できる方及び18歳未満の方で不就労者は証明書類は不要）
※本町に税情報がある方、マイナンバーを用いて税情報の取得が可能な方については、証明書類の提出は原則不要
※生活保護受給中の方は、生活保護証明書
- ⑥子育て支援医療に係る委任状（保護者が記入）
- ⑦マイナンバーを確認できる書類
- ⑧申請者の本人確認ができる書類
※同一世帯の世帯主または世帯員以外の代理人による申請の場合は委任状が必要



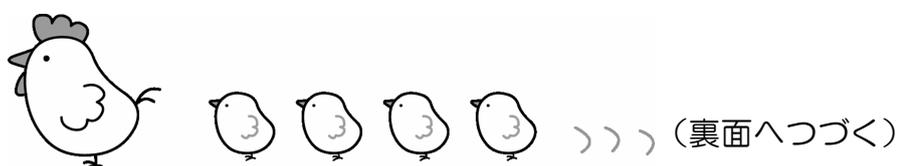
3 自己負担額について

未熟児養育医療では、世帯の所得に応じ自己負担額を支払っていただくことになっています。自己負担額の納入通知は、病院から久御山町へ請求があつてから送付しますので、入院月から2～5か月程度遅れます。

納入通知書が自宅へ郵送されましたら、最寄の金融機関でお支払いをお願いします。

病院の窓口では、医療費と入院食事代のお支払いはありませんが、おむつ代など保険適用外のお支払いは必要となります。

なお、自己負担額は入院日数によって日割り計算されます。



4 他の公費負担制度(子育て支援医療、福祉医療等)との関係

「自己負担額」の一部は「子育て支援医療等」から補填されますので、実際に支払う額は次のとおりとなります。

例) 徴収基準月額※1が34,800円と決定され、子育て支援医療と併用した場合
(総医療費が1,000,000円で、本来申請者が負担する額が、医療費200,000円(総医療費の2割)、
入院食事代41,400円の場合)

総医療費 1,000,000円	医療保険負担分		本来負担すべき自己負担額 (総医療費×2割(200,000円)から高額療養費除く)		
	総医療費 ×8割	高額療養費 ※2	◎養育医療負担	●子育て支援 医療負担	申請者負担
	800,000円	112,570円	52,630円	34,600円	200円

入院食事代	医療保険負担分	◎養育医療負担
		41,400円 (460円×90回)

※1：世帯の課税状況等により算出する、未熟児養育医療において申請者から徴収する額（月額・日割り計算）

※2：高額療養費の算出方法＝自己負担限度額80,100円（総医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算、この場合は87,430円）と、
本来負担すべき自己負担額（医療費の2割、200,000円）との差額
国民健康保険の自己負担限度額（月額）とは必ずしも一致しません。

【町 負 担】

◎未熟児養育医療負担額（月額（診療月））

- 申請者が本来負担すべき医療費（総医療費の2割（高額療養費除く））と徴収基準月額の差額・・・ 52,630円
- 入院食事代・・・ 41,400円

●子育て支援医療負担額（月額（診療月））

- 徴収基準月額と200円（申請者自己負担）の差額・・・ 34,600円
※福祉医療等の制度では、200円の自己負担も免除されます。（町負担）

【申請者自己負担】

実際に支払う額（月額（診療月））・・・ 200円

※世帯の所得によっては、食事代の負担が発生するため、200円を超える自己負担となる場合があります。